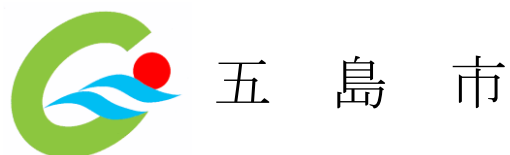


五島市避難情報の判断・伝達マニュアル



目次

- 1 はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - 1-1 避難行動の原則
 - 1-2 避難行動（安全確保行動）の考え方

- 2 避難情報と住民等が取るべき行動・・・・・・・・ 2
 - 2-1 警戒レベル相当情報との関係性

土砂災害

- 3 土砂災害に関する避難情報・・・・・・・・ 4
 - 3-1 避難すべき区域
 - 3-2 避難情報の判断基準

洪水等の災害

- 4 水害に関する避難情報・・・・・・・・ 6
 - 4-1 対象河川
 - 4-2 避難情報の判断基準
 - 4-2-1 水位周知河川
 - 4-2-2 その他河川等

高潮災害

- 5 高潮災害に関する避難情報・・・・・・・・ 10
 - 5-1 避難情報の判断基準

台風災害

- 6 台風災害に関する避難情報・・・・・・・・ 11
 - 6-1 避難情報の判断基準
- 7 避難情報の伝達手段・・・・・・・・ 12
 - 7-1 伝達方法
 - 7-2 五島市が配信する避難に関する情報

1 はじめに

- このマニュアルは、「五島市地域防災計画」に基づき、市長が行う高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保（以下「避難情報」という。）を適時・適切に発令できるようにすることを目的とする。
- このマニュアルは、国の「避難情報に関するガイドライン（令和3年5月）」等を参考に、災害時における避難情報の発令に際して、「どのような状況で発令すべきか」、「どの地域を対象として発令すべきか」といった判断基準及びその伝達方法等について、具体的に定めたものである。
- このマニュアルは、現時点での知見に基づき、作成したものである。今後、防災情報体制の整備進捗や災害時における実際の避難行動等からの反省等に基づき、適切な時期に見直すものとする。

1-1 避難行動の原則

自然災害に対しては、住民が自らの判断で避難行動をとることを原則とする。

市は、災害が発生する危険性が高まった場合に、災害種別毎に危険区域を示して避難情報を発令するので、住民は、災害種別毎に自宅等が、立退き避難が必要な場所なのか、上階への移動等で命に危険が及ぶ可能性がなくなるのか、などについて、あらかじめ確認・認識する必要がある。

1-2 避難行動（安全確保行動）の考え方

避難行動は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「生命又は身体を保護するための行動」である。

また、身の安全を確保するためにとる次の全ての行動が避難行動であるが、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人等に避難する「立退き避難」が避難行動の基本である。「立退き避難」、「屋内安全確保」、「緊急安全確保」については下表のとおりである。

避難行動	避難先	詳細	当該行動をとる避難情報
屋内安全確保	・安全な自宅・施設等	・安全な上階へ移動 ・安全な場所に留まるなど	警戒レベル3 高齢者等避難 警戒レベル4 避難指示
立退き避難	・安全な場所	・指定緊急避難場所 ・届出避難所 ・安全な自主避難先など	
警戒レベル4までに必ず避難			
緊急安全確保	・安全とは限らない自宅・施設等 ・近傍の建物	・上階へ移動 ・崖から離れた場所に移動 ・今いる場所よりも相対的に安全だと自ら判断する場所に移動	警戒レベル5 緊急安全確保

2 避難情報と住民等が取るべき行動

警戒 レベル	発表 発令区分	発表 発令される状況	住民が取るべき行動
警戒 レベル1	早期注意情報	今後気象状況悪化の恐れ	○災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。
警戒 レベル2	注意報	気象状況悪化	○自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。
警戒 レベル3	高齢者等避難	災害発生のおそれあり	○危険な場所から高齢者等は避難 ・避難を完了させるのに時間を要する要配慮者とその支援者は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、外出を控えるなどの普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。
警戒 レベル4	避難指示	災害発生のおそれが高い	○危険な場所から全員避難 ・指定緊急避難場所等や安全な場所への立退き避難を基本とする避難行動をとる。
警戒 レベル5	緊急安全確保	災害発生または切迫した状況（必ず発令される情報ではない）	○命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所への立退き避難をすることがかえって危険である場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い場所へ移動する。

2-1 警戒レベル相当情報との関係性

「警戒レベル相当情報」とは、国や長崎県が発表する防災気象情報（特別警報・警報・注意報・土砂災害警戒情報等）を5段階に整理した情報であり、住民が自ら避難行動をとる際の参考となる情報である。

一方、「警戒レベル」とは、住民に避難を促すため、地域を限定した上で市が発令する情報であるが、「警戒レベル」と「警戒レベル相当」の情報のレベルについては必ずしも同じではなく、発令タイミングも同じではないことに留意する必要がある。

（警戒レベル相当情報の種類）

警戒レベル相当	住民が自ら避難行動をとる際の判断に参考となる情報			
	洪水に関する情報		土砂災害に関する情報	高潮に関する情報
	水位情報がある場合	水位情報がない場合		
警戒レベル2相当	氾濫注意情報	洪水警報の危険度分布（注意）	危険度分布（注意）	
警戒レベル3相当	氾濫警戒情報	洪水警報 洪水警報の危険度分布（警戒）	大雨警報 危険度分布（警戒）	高潮注意報
警戒レベル4相当	氾濫危険情報	洪水警報の危険度分布（非常に危険）	土砂災害警戒情報 危険度分布（非常に危険・極めて危険）	高潮特別警報 高潮警報
警戒レベル5相当	氾濫発生情報	大雨特別警報（浸水害）	大雨特別警報（土砂災害）	高潮氾濫発生情報

土砂災害

3 土砂災害に関する避難情報

本マニュアルで対象とする土砂災害は、大雨に伴う急傾斜地の崩壊、土石流とする。

(深層崩壊、山体の崩壊については、技術的に予知・予測が困難であることから対象としない。また、地滑りについては、危険性が確認された場合、国や県等が行う個別箇所ごとの移動量等の監視・観測等の調査結果、又は土砂災害防止法に基づく緊急調査の結果として発表される土砂災害緊急情報を踏まえ発令することとなる。)

3-1 避難すべき区域

避難情報の発令の対象となる避難すべき区域は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されている区域を基本とするが、避難情報の発令の際に、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域毎に避難情報を伝達することは困難なことから、地区単位で発令を行う。

(土砂災害の危険性がある区域の箇所数)

地区	種別	警戒区域	特別警戒区域
福江	急傾斜地の崩壊	394	392
	土石流	168	164
	地すべり	6	0
富江	急傾斜地の崩壊	76	74
	土石流	36	36
	地すべり	6	0
玉之浦	急傾斜地の崩壊	164	161
	土石流	71	61
	地すべり	71	0
三井楽	急傾斜地の崩壊	1	1
	土石流	3	3
	地すべり	0	0
岐宿	急傾斜地の崩壊	262	258
	土石流	145	138
	地すべり	2	0
奈留	急傾斜地の崩壊	154	152
	土石流	79	72
	地すべり	1	0
計	急傾斜地の崩壊	1051	1038
	土石流	502	474
	地すべり	26	0
	計	1,579	1,512

3-2 避難情報の判断基準

避難情報の発令にあたっては、以下の基準をもとに判断し地区単位で発令する。

ただし、自然現象を対象とするため、この判断基準に捉われることなく、防災気象情報等の様々な予測情報や現地の情報等を有効に活用し、早めに避難情報を発令するなど臨機応変な対応を行う。

なお、発令判断にあたっては、必要に応じて長崎地方気象台、長崎県に助言を求める。

区 分	判 断 基 準
警戒レベル3 高齢者等避難	<p>1～2のいずれかに該当する場合に、警戒レベル3 高齢者等避難を発令する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）となり、今後も継続した雨が予測される場合 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）夕刻時点で発令する。
警戒レベル4 避難指示	<p>1～5のいずれかに該当する場合に、警戒レベル4 避難指示を発令する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表された場合、またはホットラインにより気象台から助言があった場合 土砂災害の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）となり、今後も継続した雨が予測される場合 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合 <p>※ 夜間・未明であっても、発令基準例1～2又は5に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4 避難指示を発令する。</p>
警戒レベル5 緊急安全確保	<p>1～2のいずれかに該当する場合に、警戒レベル5 緊急安全確保を発令する。</p> <p>【災害が切迫】</p> <ol style="list-style-type: none"> 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）が発表された場合 <p>【災害発生を確認】</p> <ol style="list-style-type: none"> 土砂災害の発生が確認された場合

洪水等の災害

4 水害に関する避難情報

本マニュアルで避難情報発令の対象となる河川は、「水位周知河川」及び「その他の河川」のうち水位計を設置した河川とする。

なお、「その他の河川」のうち、水位計が設置されていない河川については、現地確認等の状況により判断する。

4-1 対象河川

河川の分類	浸水想定区域の有無	気象庁等の提供する情報の有無	対象河川
洪水予報河川			なし
水位周知河川	○	○	福江川
その他の河川		○ ※1	一の川、山手川、中須川
		○ ※2	後の川、牟田川、増田川 前田川、猪之木川、市小木川 田尾川、丸子川、小川川 荒川川、丹奈川、大川原川 小川原川、浦の川、鰐川
			鷹ノ須川、岡田川、山名川 郷津川 ※3
			田部手川、横峯川、上ノ川 七岳川、中須川 ※4

※1 県が管理し水位観測所が設置されている河川

※2 県が管理し危険管理型水位計が設置されている河川

※3 県が管理する河川 ※4 市が管理する河川

4-2 避難情報の判断基準

避難情報の発令にあたっては、以下の基準をもとに判断し地区単位で発令する。

ただし、自然現象を対象とするため、この判断基準に捉われることなく、防災気象情報等の様々な予測情報や現地の情報等を有効に活用し、早めに避難情報を発令するなど臨機応変な対応を行う。

なお、発令判断にあたっては、必要に応じて長崎地方气象台、長崎県に助言を求める。

4-2-1 水位周知河川

区分	発令基準
警戒レベル3 高齢者等避難	<p>1～4のいずれかに該当する場合に、警戒レベル3 高齢者等避難を発令する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 福江川水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）である 3.3mに到達した場合 2. 基準となる福江川水位観測所の水位が、氾濫注意水位（レベル2水位）を超えた状態で、次のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 <ol style="list-style-type: none"> ①上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ②洪水キキクルで「警戒（赤）」が出現した場合 3. 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 4. 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
警戒レベル4 避難指示	<p>1～6のいずれかに該当する場合に、警戒レベル4 避難指示を発令する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 福江川水位観測所の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）である 4.7 mに到達した場合 2. 基準となる福江川水位観測所の水位が、氾濫警戒水位（レベル3水位）を超えた状態で、次のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 <ol style="list-style-type: none"> ①上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ②洪水キキクルで「非常に危険（うす紫）」が出現した場合 3. 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 4. 福江及び内閣ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合 5. 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 6. 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） <p>※夜間・未明であっても、発令基準例1～4に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4 避難指示を発令する。</p>
警戒レベル5 緊急安全確保	<p>1～4のいずれかに該当する場合に、警戒レベル5 緊急安全確保を発令する。</p> <p>【災害が発生直前又は既に発生しているおそれ】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 福江川水位観測局の水位が、氾濫開始相当水位である 6.2mに到達した場合 2. 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 3. 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止

せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する）
【災害発生を確認】
 4. 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（消防団等からの報告により把握できた場合）

4-2-2 その他河川等

区分	発令基準
警戒レベル3 高齢者等避難	<p>1～4のいずれかに該当する場合に、警戒レベル3 高齢者等避難を発令する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 水位観測所または危機管理型水位計の水位が危険水位に到達し、洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[洪水]）が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合） 2. 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 3. 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
警戒レベル4 避難指示	<p>1～5のいずれかに該当する場合に、警戒レベル4 避難指示を発令する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 水位観測所または危機管理型水位計の水位が氾濫開始水位に到達し、洪水警報の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」が出現した場合（警戒レベル4相当情報[洪水]） 2. 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 3. 福江、内閣以外のダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合 4. 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 5. 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） <p>※夜間・未明であっても、発令基準例1～3に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4 避難指示を発令する</p>
警戒レベル5 緊急安全確保	<p>1～4のいずれかに該当する場合に、警戒レベル5 緊急安全確保を発令する。 【災害が発生直前又は既に発生しているおそれ】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 2. 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する） 3. 大雨特別警報（浸水害）が発表された場合（※大雨特別警報（浸水害）は市町単位を基本として発表されるため、警戒レベル5 緊急安全確保の発令対

象区域は絞り込んで発令する。)

【災害発生を確認】

4. 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（消防団等からの報告により把握できた場合)

高潮災害

5 高潮災害に関する避難情報

本マニュアルで避難情報発令の対象となる高潮災害は、潮位が海岸堤防等の高さを大きく越えるなどにより、広い範囲で深い浸水が想定される場合及び、潮位が堤防を越えなくとも、高潮と重なり合った波浪が海岸堤防を越えたり、堤防が決壊したりすること等により流入した氾濫水等が、家屋等を直撃する場合とする。

なお、その他の場所については、現地確認等の状況により判断する。

5-1 避難情報の判断基準

避難情報の発令にあたっては、以下の基準をもとに判断し発令する。

対象となる避難すべき区域は、沿岸地域であるが、台風時には市内全域において暴風による建物倒壊等が想定されることから、区域は指定せず市内全域を対象とし発令する。

警戒レベル	発令基準
警戒レベル3 高齢者等避難	1～4のいずれかに該当する場合に、警戒レベル3高齢者等避難を発令する。 1. 高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合 2. 高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域がかかると予想されている、または台風が接近するすることが見込まれる場合 3. 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令) 4. 特別警報級の台風が接近している場合
警戒レベル4 避難指示	1～5のいずれかに該当する場合に、警戒レベル4避難指示を発令する。 1. 高潮警報(警報レベル4相当情報[高潮])または高潮特別警報(警戒レベル4相当情報[高潮])が発表された場合 2. 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令)
警戒レベル5 緊急安全確保	1～4のいずれかに該当する場合に、警戒レベル5緊急安全確保を発令する。 1. 水門、陸閘等の異常が確認された場合 2. 潮位が「危険潮位」を超え、浸水が発生したと推測される場合 3. 海岸堤防等が倒壊した場合 4. 異常な越波・越流が発生した場合

台風災害

6 台風災害に関する避難情報

本マニュアルでは、市民に危険を及ぼす台風災害を、避難情報の発令対象とする。

なお、土砂災害及び洪水等の水害、高潮災害と密着に関係するため、前述の土砂災害の避難情報及び洪水等の水害避難情報、高潮災害の避難情報に基づいて対処するものとする。

また、竜巻、雷、急な大雨といった積乱雲がもたらす激しい現象については、短時間で局所的に発生することが特徴であり、最新の観測・予測技術では、発生する場所や時刻を予測することが困難であることから、原則として避難情報の発令対象としないが、気象庁等から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の被害実績等を把握したときは、これを「暴風（雪）・強風等リスク情報」として市民、滞在者その他の者へ周知するものとする。

6-1 避難情報の判断基準

避難情報は、台風情報が発表され、これを補足する詳細情報として気象台からの気象情報（ホットライン等）を基に判断し、次のいずれかの条件を満たしたときに発令するものとする。

また、台風による避難情報については、区域は指定せず市内全域を対象とし発令する。

警戒レベル	発令基準
警戒レベル2 注意報	暴風域を伴う台風が接近し、台風に関する情報が気象庁から発表されたときは、注意喚起を行う。
警戒レベル3 高齢者等避難	1. 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合は、夕刻時点で発令する。（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）
警戒レベル4 避難指示	1. 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合は、夕刻時点で発令する。 2. 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）
警戒レベル5 緊急安全確保	災害が切迫し、災害発生を確認した場合

7 避難情報の伝達手段

7-1 伝達方法

避難情報を居住者や施設管理者等に広く確実に伝達するため、また、停電や機器・システム等に予期せぬトラブル等があることも想定し、多様な伝達手段を組み合わせる際は、情報の受け手側の能動的な操作を伴わず、必要な情報が自動的に配信される PUSH 型の伝達手段と、情報の受け手側の能動的な操作により、必要な情報を取りに行く PULL 型の伝達手段組み合わせて実施する。

特に、避難勧告を発令する場合は、すべての伝達手段を活用するものとする。

区分	実施の時期	伝達方法
警戒レベル2 注意喚起	災害が発生するおそれがあり、注意喚起するとき	①防災行政無線（戸別受信機を含む） ②電話確認サービス ③インフォカナル（防災アプリ） ④ケーブルテレビデータ放送
警戒レベル3 高齢者等避難	災害が発生するおそれがあり、要配慮者や高齢者等に対して避難行動を促すとき	⑤ヤフー防災速報（防災アプリ） ⑥五島市ホームページ ⑦Lアラート※テレビ・ラジオを通じて、情報が配信されます。 ⑧バカン避難所混雑情報（アプリ）
警戒レベル4 避難指示	災害が発生するおそれが高く、危険な場所から全員避難するよう促すとき	⑨緊急速報メール ⑩サイレン
警戒レベル5 緊急安全確保	災害が発生・切迫しているとき	

7-2 五島市が配信する避難に関する情報

防災行政無線は、大量の情報を正確に伝達することが難しく、また聞き手側の状況により聞きとれない場合や、聞こえない状況があることを考慮し、以下の多様な伝達手段・伝達媒体で情報伝達を行うものとする。

① 防災行政無線

無線電波を利用した防災情報を伝達できるシステムで、Jアラートと連携している。

また、防災情報伝達制御システムにより、インフォカナル、五島市ホームページ、緊急速報メールと連携し、一斉送信が可能となっている。

屋外スピーカー

市内205か所に設置し、防災情報の他、行方不明者情報などを放送する。

屋外向けの放送は、風の向き、大雨や車両走行音などの周囲の雑音の影響を受けやすく、また、山と谷が多い地形、遮音性の高い住宅の普及等により、屋内にいるすべての住民にまで確実に伝達することは困難であるため、以下の手段と併せて伝達する。停電時には各スピーカーに接続している蓄電池により稼働する。

② 電話確認サービス

防災行政無線放送内容を確認することができる。電話 75-0890

(ただし、屋外スピーカーから直接放送した内容については確認できない。)

③ @Info Canal (インフォカナル)

防災行政無線と連携し、事前にアプリをインストールしたスマートフォンに文字データで防災情報を配信する。



iPhone



Android

防災情報伝達制御システムにより、防災行政無線と連携し、一斉送信が可能となっている。

戸別受信機

屋外スピーカーが設置されていない地域や、自宅から概ね500m以上離れた世帯に戸別受信機を無償貸与している。

停電時には、内臓の乾電池により稼働する。

④ ケーブルテレビデータ放送

台風接近により定期航路が欠航する前に、二次離島住民の避難の選択肢を確保することを目的とし、ごとうチャンネル文字放送で注意喚起を行う。

⑤ Yahoo!防災情報アプリ (ヤフー防災情報アプリ)

専用アプリで配信することにより、事前にアプリを登録した使用者(市外住民を含む)に災害情報を配信する。



iPhone



Android

⑥ 五島市ホームページ

警戒レベルを発令した際には、本ホームページトップ画面の「防災緊急情報」に掲載する。

防災情報伝達制御システムにより、防災行政無線と連携し、一斉送信が可能となっている。【再掲】



⑦ Lアラート

県の防災システムと連携しており、テレビ放送のテロップやデータ放送などに警戒レベルの避難情報や避難所の情報を掲載することができる。

⑧ 避難所混雑情報（バカン）

専用アプリで配信することにより、事前にアプリを登録した使用者（市外住民を含む）に避難所情報を配信する。



⑨ 緊急速報メール（エリアメール）

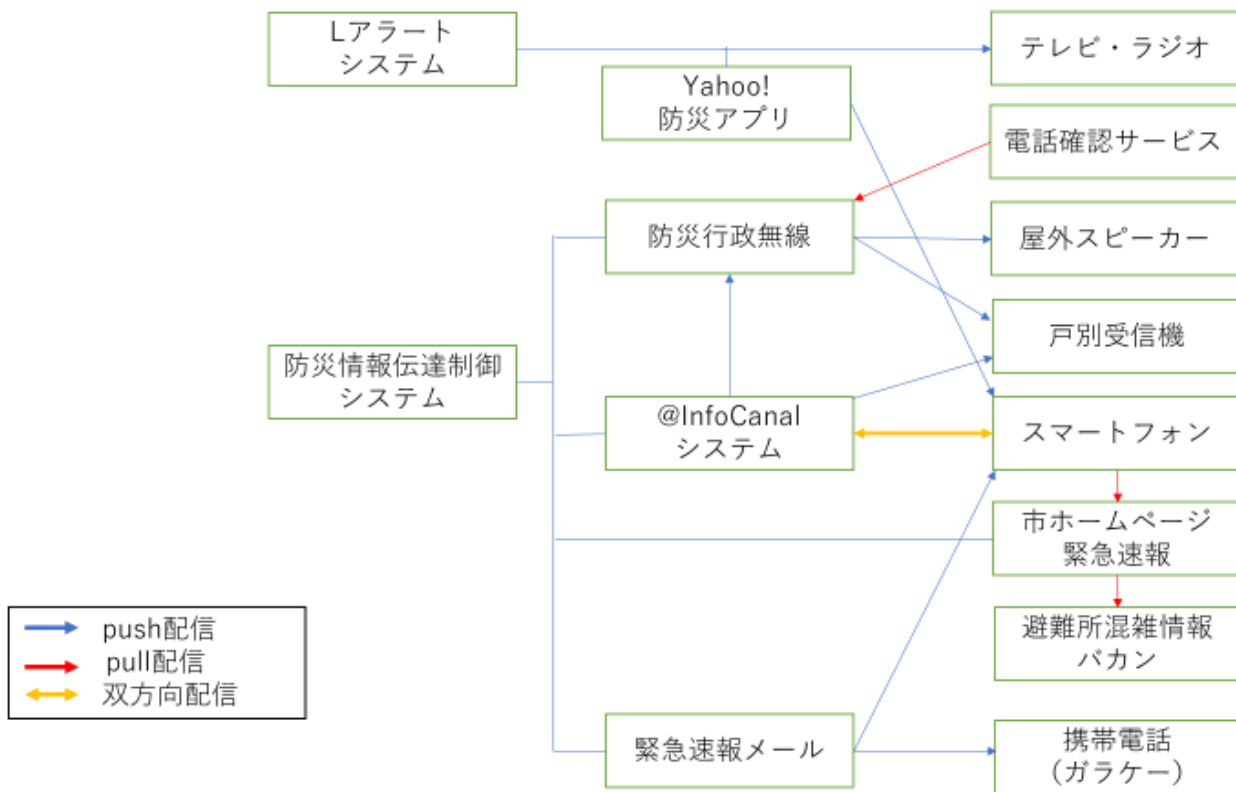
携帯電話事業者が提供する携帯電話向けの災害情報伝達サービスで、避難指示などの緊急性の高い情報を市内全域に配信でき、フィーチャーフォン対応（ガラケー）携帯から受信できる。

防災情報伝達制御システムにより、防災行政無線と連携し、ドコモ・ソフトバンク・エーユーへの一斉送信が可能となっている。

⑩ サイレン

避難指示及び緊急安全確保を発令した際に、サイレン音により緊急事態であることを広く市民へ伝達する。

伝達手段フロー図



五島市避難情報の判断・伝達マニュアル

令和3年5月12日発行

令和3年10月12日一部改正